

## 【平成 24 年度】

### (1) 閣議議事録等の文書の作成及び一定期間経過後公開等制度に関する海外調査

#### (調査研究目的)

公文書管理法第 4 条第 2 号で規定されている閣議等の会議について議事録や議事概要を作成した場合、我が国の情報公開法では、不開示事由に該当するか否かについて、個々に判断することとなるため、比較的短期間で開示され、当該会議の秘密保持の観点から作成することが困難という指摘がある。これに対して、イギリスやドイツでは、閣議の議事録について、一定期間経過後の公開を前提に、当面は情報公開に対して非公開とする制度を採用し、閣議の議事録・議事概要が作成されているとされる。本調査研究は、これらを踏まえ、閣議、行政機関の長で構成される会議、省議等の議事録・議事概要の作成、管理、一定期間経過後の公開及び移管に関する諸外国の制度の調査を行い、公文書管理制度の企画立案に活用することを目的として実施した。

#### (調査研究項目)

閣議議事録等に関し、[1] 閣議議事録等の作成、保存、[2] 閣議議事録等に関する情報公開法の制度との関係、[3] 作成された閣議議事録等に関する各国国立公文書館への文書の移管並びに移管後の公文書の利用及び公開に関し、①法令の有無、②規則・ガイドラインの有無、③運用の実態、さらには、④各国の歴史的背景、⑤法体系の懸隔、⑥統治機構、⑦各国における情報公開・公文書管理に関わる法制度の沿革・内容等を内在的に分析し、かつ、⑧我が国において定着しつつある公文書管理・情報公開制度との均衡を図ることに留意して海外現地調査及び、文献調査を行った。

### (2) 国際化の進展に伴う行政書士の業務の実態と課題に関する調査

#### (調査研究目的)

国際化の進展に伴い、我が国に中長期的に在留する外国人登録者数は 200 万人を超えている。また、さらなる国際化の進展に対応するため、出入国管理及び難民認定法が改正され、平成 24 年 7 月の全面施行により外国人登録制度が在留管理制度に変更されるなど、在留外国人に関連する行政手続が広がり、これに関与する行政書士の業務も増加することが予想される。本調査研究は、我が国に入国してくる外国人の入国手続や在留外国人が行う行政手続の内容とそれらの手続に関与している行政書士の業務の実態を調査し、行政書士の業務の将来性や発展可能性を明らかにすることを通して、行政書士制度の改善・発展に資することを目的として実施した。

#### (調査研究項目)

- ① 在留外国人の動向
- ② 出入国管理法に関する業務等
  - ・ 出入国管理制度の概容
  - ・ 外国人に関する行政手続
  - ・ 行政手続きの件数と取扱者等
  - ・ 申請者取次制度と行政書士業務
- ③ その他の行政手続
- ④ 取扱事例

### (3) 行政組織の新設改廃による行政運営の改善に関する調査研究の請負

#### (調査研究目的)

総務省行政管理局は、国の行政機関の組織管理を担当しており、組織の新設改廃の審査を行うとともに行政運営の改善を推進する立場にあるが、現在は新設改廃時に行う組織の設置基準への適合性の観点からの審査が中心となっており、どのような場合にどのような組織体制が選択されているのか、設置後の運用実態や成果について詳細を把握していないため、設置基準への適合性以外の観点からの審査や助言については、審査担当者個人の知見に頼らざるを得ない状況にある。

本調査研究は、近年行われた組織の新設改廃について、一定期間経過後に関係者や有識者からのヒアリングを行い、組織体制の内容やそれが選択された理由、設置後の運用状況等について評価を行い、反省点や成功事例を抽出して組織の新設改廃に当たっての留意点をまとめ、当局における審査・助言や各府省における新設改廃の検討や組織運用に活用することにより、国の行政機関の新設改廃やその後の組織運用の円滑化を図ることを目的として実施した。

#### (調査研究項目)

- ① 組織の新設改廃当時の文献調査の実施
- ② 組織の新設改廃当時の担当者、関係団体等の当事者などからのヒアリングの実施
- ③ 有識者からの意見聴取及び各事例の事実関係の整理（分析・評価）

### (4) 広域的に効果を及ぼす社会資本としての港湾の制度のあり方に関する検討業務

#### (調査研究目的)

我が国の海洋輸送の拠点となっている港湾は、その背後圏が極めて広域化し、多種多様な荷主が当該港湾を利用している。また、東日本大震災においては、各種の交通関係社会資本が被災し、物資の輸送に大きな影響が出る等緊急時の対応の重要性が再認識されたところである。

本調査研究は、港湾の計画・整備・管理・運営に関する制度や災害等の緊急時の対応における関係主体の権限関係及び費用負担関係等について、道路、空港、鉄道、漁港、河川その他の社会資本や諸外国の港湾における諸制度との比較を行い、今後の港湾における諸制度のあり方の検討に向けた基礎的資料の作成を行うことを目的として実施した。

#### (調査研究項目)

- ① 背後圏の広域性を踏まえた各主体の諸制度上の権限関係及び費用負担関係の整理
- ② 専用施設等に係る諸制度上の各主体の権限関係及び費用負担関係の整理
- ③ 緊急時の対応に関する諸制度上の各主体の権限関係及び費用負担関係の整理
- ④ 新たな権限関係又は費用負担関係を導入する際の法制度上の課題の検討

### (5) 住民訴訟に関する検討の運営に関する請負業務

#### (調査研究目的)

住民訴訟については、これまで地方制度調査会や地方行財政検討会議において検討が行われてきたが、平成 24 年 4 月に住民訴訟の対象となった損害賠償請求権の放棄等についての最高裁判所の判断が示された。本請負業務は、住民訴訟制度について更なる検討を行うため、学識経験者等の参加を得て開催する「住民訴訟に関する検討会」の運営の補助等を目的として実施した。

#### (調査研究項目)

住民訴訟制度について検討するため、総務省が設置した「住民訴訟に関する検討会」が国内外の関連資料の収集・分析や分野横断的な見地からの課題抽出等を行う調査研究について、

- ① その論点整理
- ② 基礎的な調査研究
- ③ 運営補助等  
を行った。

#### (6) 行政不服審査及び行政手続判例等に関する調査研究の請負

##### (調査研究目的)

現在、行政不服審査法（以下「行審法」という。）の改正作業が進められている。改正法では、新たに審理官が設けられるほか、審理官を補佐する者や窓口で審査請求人を補助する者の役割が重要とされることが予定されており、これらの関係者が行審法の解釈・運用について知見を高めていくことが必要となっている。また、最高裁の判決において、①従来、行政指導と位置付けられていた行為であっても、実質的に処分としての効果があると判断される行為は、行審法に基づく不服申立てを提起できる「行政庁の処分」に該当することも考えられるようなもの、②不利益処分に際して、処分の根拠条項等だけでなく処分基準の適用関係までを示さなければならないとしたものが出されており、行審法及び行政手続法（以下「行手法」という。）の解釈・運用に当たってこうした動きにも留意することが必要となっている。本調査研究は、行審法及び行手法に関する裁判例、採決例等のうち、制度の運用上重要なケースを抽出し、当該裁判例等の意義・評価、現行制度への影響、他の類似事例への適用可能性等を分析・整理することにより、両法の解釈・運用についての知見を蓄積し、各府省、地方公共団体等への情報提供を行うことを目的として実施した。

##### (調査研究項目)

- ① 調査対象裁判例、裁決例等の収集
- ② 有識者（行政法学者、行政学者等）からの意見聴取、各事例の分析・整理、事例集の取りまとめ